

判決年月日	平成23年3月17日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成22年（行ケ）10359号		
○商標権者及び通常使用権者が、その構成中に「J I L」との表示が含まれる照明器具の規格に適合していることを証する標章を、その指定商品に含まれる照明器具に貼付した場合には、「J I L」との構成からなる登録商標の使用があるといえることができる			

（関連条文）商標法2条3項1号，50条

（本件使用商標1）



（本件使用商標2）



（本件使用商標3）



（本件使用商標4）



1 事案の概要

(1) 原告は、昭和45年8月13日、平成3年通商産業省令第70号による改正前の第11類「電気機械器具，電気通信機械器具，電子応用機械器具（医療機械器具に属するものを除く）電子材料」を指定商品として、「J I L」の欧文文字をゴシック体で横書きしてなる商標（本件商標）について設定登録を得、商標権存続期間の更新登録がされてきた。

(2) 被告は、本件商標登録について、継続して3年以上日本国内において商標権者，専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用した事実がないことを理由に，不使用による取消しを求める審判を請求した。しかるところ，特許庁は，原告制定の照明器具の規格に適合していることを証する標章（上記本件使用商標1～4）を照明器具に貼付していることをもって本件商標の使用ということはできず，また，原告から認定や登録を受けて本件使用商標1ないし4の使用を認められている照明器具製造事業者は通常使用権者ということもできないなどとして，本件商標の登録を取り消すとの審決をしたので，原告は，同審決の取消しを求めて本訴を提起した。

2 本判決の判断

本判決は，本件使用商標1ないし4から，その構成中に含まれる「J I L」との独立した表示を抽出して認識することができるとし，当該部分のみが独立して自他商品識別標識としての機能を果し得ないとした審決の判断は首肯できないとした。

その上で，本判決は，①本件使用商標1ないし4は，照明器具の製造・販売を行う我が国の主要な事業者及び団体を会員として構成される社団法人である原告制定の規格に適合することを，原告が証するものとして，照明器具に貼られるものであること，②製造事業者は，原告の許諾を得た上で，照明器具に本件使用商標1ないし4を貼付してきたことを認定し，原告が商標権者として，また，原告の会員である製造事業者が通常使用権者として，本件商標を使用（商標法2条3項1号）したものと認められるとし，審決を取り消した。